

出雲市福祉総合相談支援事業の取組について

1. 概要

出雲市では、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人について、関係機関が連携して支援を行うことができる体制をつくるために、出雲市社会福祉協議会と連携して令和2年度から「福祉総合相談支援事業」を実施してきた。

令和3年度には国において「重層的支援体制整備事業」がスタートし、本市においても第4次出雲市地域福祉計画・地域福祉活動計画で「重層的支援体制整備事業計画」を位置づけ、令和5年度から「福祉総合相談支援事業」の中で取組を推進している。

2. 令和6年度の取組実績（12月末時点）について

令和5年度以前からの継続	26世帯（うち、終結 1世帯）
令和6年度に本事業で対応を開始	16世帯（うち、終結 1世帯）
・うち重点対象者（ひきこもり等）	16世帯
・うち若年層（40歳未満）	10世帯

3. 重点的な取組について

(1) 事業のターゲット（重点対象者）について

本事業では、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人を対象としている。しかし、これまでの取組の中で、関係機関からは本事業に繋ぐ対象者像がわかりづらいという声もあった。

そのため、令和5年度から本事業の主な対象者を「ひきこもりなど地域や社会から孤立し、支援が届いていない人」としている。

既存の制度や支援機関とつながっていない対象者を、アウトリーチや参加支援事業も活用しながら支援していく。

(2) 重点対象者（若年層）への支援について

「ひきこもりなど地域や社会から孤立し、支援が届いていない人」はその状況が長期化する場合が多く、できる限り早い段階での対応が効果的である。

その取組として、まずは教育委員会と意見交換を行い、特に中学校卒業後の進路が決まっていない生徒に対する支援の方法等について検討を行っている。

今後も、他団体と意見交換を行い、若年層へのアプローチの手法等について検討していく。